

長 寿 ー 9 6 8

令和 6 年 8 月 2 3 日

介護老人福祉施設 管理者 様
地域密着型介護老人福祉施設 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

要介護透析患者の受け入れの促進について（依頼）

日頃、介護保険業務について、御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

透析患者の高齢化の進行により、介護老人福祉施設への入所を希望する要介護透析患者は今後も増加していくことが見込まれます。一方で、要介護透析患者が入所した場合、通院に係る費用や労力がかかり増しとなることが受け入れの障害となっていることから、県では、国に対して、要介護透析患者の受け入れに伴うかかり増し経費相当分を介護報酬に反映するよう要望してまいりました。

このたび、令和 6 年度介護報酬改定において、透析が必要な者の受け入れに係る負担を軽減する観点から、「特別通院送迎加算」が新設されました。この加算は、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月 12 回以上の送迎を行った場合を評価するもので、594 単位/月となっています。

介護老人福祉施設における要介護透析患者の受け入れに当たっては、経費のかかり増しなどの金銭的な問題のほかにも様々な事情があると承知しておりますが、「特別通院送迎加算」も活用しながら、一人でも多くの要介護透析患者を受け入れていただきますよう御協力をお願いします。

なお、「特別通院送迎加算」の算定に関して、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の書類提出は不要です。加算の算定要件を満たしている施設にあっては、当加算の請求漏れ等がないよう御留意ください。

担当

秋田県健康福祉部長寿社会課

介護保険チーム 菊地

電話 018-860-1363 FAX 018-860-3867

社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	参考資料 1
令和 6 年1月22日	

令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

1. (3) ⑰ 介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】	
○ 透析が必要な者の受入に係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】		
単位数		
< 現行 > なし ▶ < 改定後 > 特別通院送迎加算 594単位/月（新設）		
算定要件等		
○ 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合（新設）		